

● 公表すべき維持管理の状況に関する情報 (施行規則第12条の7の2)

○ 管理型最終処分場 (第8号) (許可番号: 胆環生第252-6号)

令和1年度

分類	種類	2019年04月	2019年05月	2019年06月	2019年07月	2019年08月	2019年09月	2019年10月	2019年11月	2019年12月	2020年01月	2020年02月	2020年03月	
		数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	
イ	埋め立てた産業廃棄物 (種類、数量)	1 燃え殻						1.71	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		2 汚泥						0.07	9.90	27.06	3.32	0.55	2.55	
		3 廃油 (タールピッチに限る。)							0.00	0.00	0.00	28.59	0.00	0.94
		4 廃プラスチック類							0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		5 紙くず							0.06	0.15	3.49	0.21	0.09	2.46
		6 木くず							0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		7 繊維くず							0.68	0.76	1.99	2.50	0.61	0.74
		8 動植物性残さ							0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		9 動物系固形不要物							0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		10 ゴムくず							0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		11 金属くず							0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		12 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず							12.55	11.24	10.86	17.67	23.60	18.47
		13 鉱さい							0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		14 がれき類							17.35	35.35	8.05	0.00	5.03	10.38
		15 動物のふん尿							0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		16 動物の死体							0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		17 ばいじん							0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		18 産業廃棄物を処分するために処理したもの							0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		19 管理型混合廃棄物							88.52	364.35	466.51	254.95	662.18	1050.63
		20 水銀使用製品産業廃棄物							0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		21 廃石綿等							18.13	458.37	1037.58	438.52	0.00	0.00
	計						139.07	880.11	1555.53	745.76	692.06	1086.17		
ロ	点検と措置	擁壁	点検					10月21日	11月20日	12月20日	1月20日	2月20日	3月19日	
			必要な措置					なし	なし	なし	なし	なし	なし	
ハ	点検と措置	遮水工	点検					10月21日	11月20日	12月20日	1月20日	2月20日	3月19日	
			必要な措置					なし	なし	なし	なし	なし	なし	
ニ	水質検査	地下水(埋立後)	地下水23項目	2以上の地下水を採取した場所(処分場周縁)、採取年月日、結果判明年月日、結果(1回以上/年)							結果は、別紙PDFデータを参照			
			ダイオキシン類	2以上の地下水を採取した場所(処分場周縁)、採取年月日、結果判明年月日、結果(1回以上/年)							結果は、別紙PDFデータを参照			
			電気伝導率	2以上の地下水を採取した場所(処分場周縁)、採取年月日、結果判明年月日、結果(1回以上/月)							結果は、別紙PDFデータを参照			
			塩化物イオン	2以上の地下水を採取した場所(処分場周縁)、採取年月日、結果判明年月日、結果(1回以上/月)							結果は、別紙PDFデータを参照			
		放流水(埋立後)	排水基準42項目	放流水を採取した場所、採取年月日、結果判明年月日、結果(1回以上/年)							結果は、別紙PDFデータを参照			
			ダイオキシン類	放流水を採取した場所、採取年月日、結果判明年月日、結果(1回以上/年)							結果は、別紙PDFデータを参照			
			PH	放流水を採取した場所、採取年月日、結果判明年月日、結果(1回以上/年)							結果は、別紙PDFデータを参照			
			BOD	放流水を採取した場所、採取年月日、結果判明年月日、結果(1回以上/年)							結果は、別紙PDFデータを参照			
			COD	放流水を採取した場所、採取年月日、結果判明年月日、結果(1回以上/年)							結果は、別紙PDFデータを参照			
			SS	放流水を採取した場所、採取年月日、結果判明年月日、結果(1回以上/年)							結果は、別紙PDFデータを参照			
	窒素含有量	放流水を採取した場所、採取年月日、結果判明年月日、結果(1回以上/年)							結果は、別紙PDFデータを参照					
ホ	必要な措置	原因調査	地下水の水質が悪化した場合					10月21日	11月20日	12月20日	1月20日	2月20日	3月19日	
			必要な措置					なし	なし	なし	なし	なし	なし	
								10月21日	11月20日	12月20日	1月20日	2月20日	3月19日	
ヘ	調整池	点検						10月21日	11月20日	12月20日	1月20日	2月20日	3月19日	
		必要な措置						なし	なし	なし	なし	なし	なし	
ト	点検と措置	浸出液処理設備	点検					10月21日	11月20日	12月20日	1月20日	2月20日	3月19日	
			必要な措置						なし	なし	なし	なし	なし	なし
チ	導水管又は配管の防凍措置	点検						10月21日	11月20日	12月20日	1月20日	2月20日	3月19日	
		必要な措置						なし	なし	なし	なし	なし	なし	
リ	埋立残容量	残容量の測定	測定年月日、測定結果(1回以上/年)										3月31日	
								—	—	—	—	—	113.628	

● 維持管理の状況に関する情報の公表 (施行規則第12条の7の3)

法第15条の2の3の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して3年を経過する日まで間、行うものとする。

- 前条第1号イ、第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ及びニ(1)並びに第8号イに掲げる事項
翌月の末日
- 前条第1号ロ及びニ、第2号ロ及びニ、第3号ロ及びニ、第4号ロからニまで、第5号ロ、ハ及びホ、第6号ロ及びニ、第7号ロ及びホ並びに第8号ロ及びニに掲げる事項
当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
- 前条第1号ハ、第2号ハ、第3号ハ、第4号ホ及びヘ、第5号ニ、第6号ホ(1)及びヘ(1)、第7号ロ(1)並びに第8号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項
当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日
- 前条第6号ハ、ホ(2)及びヘ(2)、第7号ロ(2)及びヘ並びに第8号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項
当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
- 前条第7号ニ(2)に掲げる事項
当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日

● 公表すべき維持管理の状況に関する情報

(施行規則第12条の7の2)

○ 管理型最終処分場

(第8号)

(許可番号: 胆環生第252-6号)

令和2年度

分類	種類	2020年04月	2020年05月	2020年06月	2020年07月	2020年08月	2020年09月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年01月	2021年02月	2021年03月		
		数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)		
イ	埋め立てた産業廃棄物 (種類、数量)														
	1 燃え殻	0.00	0.28	0.00	0.00	0.00	0.00	1.14	0.00	0.00	0.00	0.00	0.12		
	2 汚泥	305.64	306.93	543.05	335.57	300.75	419.21	340.44	390.68	528.07	529.85	654.52	5465.43		
	3 廃油 (タールピッチに限る。)	0.60	2.25	1.03	3.30	0.41	0.70	2.45	2.78	0.41	0.27	0.20	153.51		
	4 廃プラスチック類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	5 紙くず	7.02	3.13	2.96	3.09	3.00	3.03	3.00	3.02	3.00	2.93	2.98	4.13		
	6 木くず	0.36	5.18	2.12	5.54	2.61	2.39	6.06	5.27	3.15	0.29	2.03	7.19		
	7 繊維くず	6.22	2.72	0.70	2.88	1.15	0.54	1533.97	0.35	1.15	0.86	0.63	0.95		
	8 動植物性残さ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	9 動物系固形不要物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	10 ゴムくず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	11 金属くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	12 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	18.23	24.55	11.54	16.48	15.25	18.41	21.76	12.13	12.22	13.14	9.59	6.37		
	13 鉱さい	136.94	254.40	99.53	0.00	103.75	7562.11	7604.99	1240.81	52.62	51.38	0.00	49.83		
	14 がれき類	16.39	23.51	39.80	33.66	16.95	27.06	40.23	14.79	16.44	0.00	9.56	24.49		
	15 動物のふん尿	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	16 動物の死体	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	17 ばいじん	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.26	0.00	0.00	0.00	0.00		
	18 産業廃棄物を処分するために処理したもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	19 管理型混合廃棄物	813.06	1011.22	1191.11	1016.41	776.76	779.69	792.91	965.14	1265.05	692.83	936.67	1050.63		
	20 水銀使用製品産業廃棄物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
21 廃石綿等	0.00	0.00	0.00	3.30	0.51	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.07	0.00			
計		1304.45	1634.16	1891.83	1420.22	1221.13	8813.13	10346.94	2635.22	1882.10	1291.54	1616.24	6762.64		
ロ	点検と措置	擁壁	点検	4月20日	5月20日	6月19日	7月15日	8月19日	9月16日	10月21日	11月18日	12月16日	1月20日	2月17日	3月17日
			必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ハ	点検と措置	遮水工	点検	4月20日	5月20日	6月19日	7月15日	8月19日	9月16日	10月21日	11月18日	12月16日	1月20日	2月17日	3月17日
			必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ニ	水質検査	地下水 (埋立後)	地下水23項目	2以上の地下水を採取した場所 (処分場周縁)、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/年)										結果は、別紙PDFデータを参照	
			ダイオキシン類	2以上の地下水を採取した場所 (処分場周縁)、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/年)										結果は、別紙PDFデータを参照	
			電気伝導率	2以上の地下水を採取した場所 (処分場周縁)、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/月)										結果は、別紙PDFデータを参照	
			塩化物イオン	2以上の地下水を採取した場所 (処分場周縁)、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/月)										結果は、別紙PDFデータを参照	
		放流水 (埋立後)	排水基準42項目	放流水を採取した場所、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/年)										結果は、別紙PDFデータを参照	
			ダイオキシン類	放流水を採取した場所、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/年)										結果は、別紙PDFデータを参照	
			PH	放流水を採取した場所、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/月)										結果は、別紙PDFデータを参照	
			BOD												
			COD												
			SS												
窒素含有量															
ホ	必要な措置	原因調査	地下水の水質が悪化した場合	4月20日	5月20日	6月19日	7月15日	8月19日	9月16日	10月21日	11月18日	12月16日	1月20日	2月17日	3月17日
			必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
				なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ヘ	調整池	点検	4月20日	5月20日	6月19日	7月15日	8月19日	9月16日	10月21日	11月18日	12月16日	1月20日	2月17日	3月17日	
		必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
ト	点検と措置	浸出液処理設備	点検	4月20日	5月20日	6月19日	7月15日	8月19日	9月16日	10月21日	11月18日	12月16日	1月20日	2月17日	3月17日
			必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
チ	点検と措置	導水管又は配管の防凍措置	点検	4月20日	5月20日	6月19日	7月15日	8月19日	9月16日	10月21日	11月18日	12月16日	1月20日	2月17日	3月17日
			必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
リ	埋立残余容量	残余容量の測定	測定年月日、測定結果 (1回以上/年)										3月31日		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	90.965	

● 維持管理の状況に関する情報の公表

(施行規則第12条の7の3)

法第15条の2の3の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して3年を経過する日まで間、行うものとする。

- 前条第1号イ、第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ及びニ(1)並びに第8号イに掲げる事項
翌月の末日
- 前条第1号ロ及びニ、第2号ロ及びニ、第3号ロ及びニ、第4号ロからニまで、第5号ロ、ハ及びホ、第6号ロ及びニ、第7号ロ及びホ並びに第8号ロ及びニに掲げる事項
当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
- 前条第1号ハ、第2号ハ、第3号ハ、第4号ホ及びヘ、第5号ニ、第6号ホ(1)及びヘ(1)、第7号ロ(1)並びに第8号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項
当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日
- 前条第6号ハ、ホ(2)及びヘ(2)、第7号ロ(2)及びヘ並びに第8号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項
当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
- 前条第7号ニ(2)に掲げる事項
当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日

● 公表すべき維持管理の状況に関する情報 (施行規則第12条の7の2)
 ○ 管理型最終処分場 (第8号) (許可番号: 胆環生第252-6号) 令和3年度

分類	種類	2021年04月	2021年05月	2021年06月	2021年07月	2021年08月	2021年09月	2021年10月	2021年11月	2021年12月	2022年01月	2022年02月	2022年03月		
		数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)		
イ	埋め立てた産業廃棄物 (種類、数量)	1 燃え殻	0.00	0.00	0.00	0.14	0.00	0.00	0.00	5.56	0.00	0.00	0.00		
	2 汚泥	279.49	102.55	111.81	68.60	68.70	146.43	67.46	142.55	81.06	53.41	236.22	267.07		
	3 廃油 (タールピッチに限る。)	3.10	0.29	4.58	1.47	1.47	5.44	8.94	7.06	53.15	16.00	2.89	1.99		
	4 廃プラスチック類	0.00	0.00	0.00	0.13	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	5 紙くず	0.05	0.10	0.01	2.52	0.68	0.44	2.35	0.81	0.63	0.09	0.00	0.41		
	6 木くず	18.95	0.66	1.70	4.64	2.64	5.74	6.24	1.68	1.54	10.71	0.00	0.00		
	7 繊維くず	0.88	1.54	0.72	5.90	1.55	3.24	1.96	5.24	3.99	2.25	2.53	0.72		
	8 動植物性残さ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	9 動物系固形不棄物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	10 ゴムくず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	11 金属くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	12 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	17.28	8.61	17.78	49.64	86.79	269.58	758.99	311.67	153.98	30.63	147.00	33.66		
	13 鉱さい	394.98	404.18	396.66	395.96	397.43	136.36	289.81	306.28	330.96	303.17	303.86	706.17		
	14 がれき類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	15 動物のふん尿	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	16 動物の死体	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	17 ばいじん	0.00	11.42	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	18 産業廃棄物を処分するために処理したもの	0.00	0.00	0.00	0.13	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	19 管理型混合廃棄物	648.94	881.33	1158.59	737.11	515.77	594.45	779.21	712.50	641.64	505.26	648.89	782.05		
	20 水銀使用製品産業廃棄物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	21 石綿含有産業廃棄物	0.00	0.00	0.00	0.47	0.24	2.30	0.00	0.00	0.00	0.00	0.11	0.00		
	22 廃石綿等	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.95	0.58	0.00	0.39	0.00	0.00	0.00		
計		1363.67	1410.68	1691.85	1266.71	1075.26	1167.92	1915.54	1493.34	1267.34	921.52	1341.51	1792.07		
ロ	点検と措置	塋壁	点検	4月21日	5月19日	6月16日	7月21日	8月18日	9月15日	10月20日	11月17日	12月15日	1月19日	2月16日	3月16日
		必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ハ	点検と措置	遮水工	点検	4月21日	5月19日	6月16日	7月21日	8月18日	9月15日	10月20日	11月17日	12月15日	1月19日	2月16日	3月16日
		必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ニ	水質検査	地下水 (埋立後)	地下水23項目	2以上の地下水を採取した場所 (処分場周縁)、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/年)										結果は、別紙PDFデータを参照	
			ダイオキシン類	2以上の地下水を採取した場所 (処分場周縁)、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/年)										結果は、別紙PDFデータを参照	
			電気伝導率	2以上の地下水を採取した場所 (処分場周縁)、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/年)										結果は、別紙PDFデータを参照	
			塩化物イオン	2以上の地下水を採取した場所 (処分場周縁)、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/年)										結果は、別紙PDFデータを参照	
		放流水 (埋立後)	排水基準42項目	放流水を採取した場所、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/年)										結果は、別紙PDFデータを参照	
			ダイオキシン類	放流水を採取した場所、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/年)										結果は、別紙PDFデータを参照	
			PH	放流水を採取した場所、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/年)										結果は、別紙PDFデータを参照	
			BOD												
			COD												
			SS												
窒素含有量															
ホ	必要な措置	原因調査	地下水の水質が悪化した場合	4月21日	5月19日	6月16日	7月21日	8月18日	9月15日	10月20日	11月17日	12月15日	1月19日	2月16日	3月16日
		必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
			なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ヘ	調整池	点検	4月21日	5月19日	6月16日	7月21日	8月18日	9月15日	10月20日	11月17日	12月15日	1月19日	2月16日	3月16日	
		必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ト	浸出液処理設備	点検	4月21日	5月19日	6月16日	7月21日	8月18日	9月15日	10月20日	11月17日	12月15日	1月19日	2月16日	3月16日	
		必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
チ	導水管又は配管の防凍措置	点検	4月21日	5月19日	6月16日	7月21日	8月18日	9月15日	10月20日	11月17日	12月15日	1月19日	2月16日	3月16日	
		必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
リ	埋立残余容量	残余容量の測定	測定年月日、測定結果 (1回以上/年)										3月31日		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	76.078	

● 維持管理の状況に関する情報の公表 (施行規則第12条の7の3)

法第15条の2の3の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して3年を経過する日まで間、行うものとする。

- 前条第1号イ、第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ及びニ(1)並びに第8号イに掲げる事項
翌月の末日
- 前条第1号ロ及びニ、第2号ロ及びニ、第3号ロ及びニ、第4号ロからニまで、第5号ロ、ハ及びホ、第6号ロ及びニ、第7号ハ及びホ並びに第8号ニ及びリに掲げる事項
当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
- 前条第1号ハ、第2号ハ、第3号ハ、第4号ホ及びヘ(1)、第7号ロ(1)並びに第8号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項
当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日
- 前条第6号ハ、ホ(2)及びヘ(2)、第7号ロ(2)及びヘ並びに第8号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項
当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
- 前条第7号ニ(2)に掲げる事項
当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日

● 公表すべき維持管理の状況に関する情報 (施行規則第12条の7の2)

○ 管理型最終処分場 (第8号) (許可番号: 胆環生第252-6号)

令和4年度

分類	種類	2022年04月	2022年05月	2022年06月	2022年07月	2022年08月	2022年09月	2022年10月	2022年11月	2022年12月	2023年01月	2023年02月	2023年03月		
		数量(t)	数量(t)	数量(t)	数量(t)	数量(t)	数量(t)	数量(t)	数量(t)	数量(t)	数量(t)	数量(t)	数量(t)		
イ	埋め立てた産業廃棄物(種類、数量)	1 燃え殻	0.00	0.08	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
		2 汚泥	293.93	319.57	533.86	338.75	309.77	418.66	316.56	407.03	525.79	535.85	652.44	5466.78	
		3 廃油(タールピッチに限る。)	2.52	0.49	2.76	3.83	2.27	0.83	2.08	0.49	6.00	0.22	0.79	5.09	
		4 廃プラスチック類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		5 紙くず	0.03	1.27	0.26	1.01	0.12	1.22	0.70	0.72	0.00	0.28	0.08	0.19	
		6 木くず	1.71	0.33	103.98	0.83	3.48	0.39	1.32	47.51	42.31	0.28	0.00	0.06	
		7 繊維くず	1.83	1.55	1.32	2.41	1.29	11.44	1.65	1.38	3.04	1.10	0.55	13.47	
		8 動植物性残さ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		9 動物系固形不要物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		10 ゴムくず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		11 金属くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		12 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	50.20	13.27	132.72	144.39	683.70	147.09	124.71	104.22	150.29	169.07	119.96	306.39	
		13 鉱さい	303.60	299.82	205.84	300.61	297.04	202.75	312.86	309.21	302.52	301.21	293.87	304.90	
		14 がれき類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		15 動物のふん尿	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		16 動物の死体	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		17 ばいじん	0.00	0.00	1.22	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		18 産業廃棄物を処分するために処理したもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		19 管理型混合廃棄物	806.88	706.21	701.20	687.19	587.66	941.66	803.25	836.93	820.20	676.04	790.24	1051.61	
		20 水銀使用製品産業廃棄物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		21 水銀含有ばいじん等	0.00	0.00	211.28	106.82	11.54	253.24	146.88	0.00	321.42	0.00	0.00	0.00	
		21 石綿含有産業廃棄物	0.00	0.00	0.56	0.00	0.00	0.70	0.00	0.44	14.38	1.62	3.08	7.70	
22 廃石綿等	0.00	0.04	0.04	0.10	0.78	0.01	0.00	0.64	3.81	0.00	0.02	0.00			
	計	1460.69	1342.63	1895.04	1585.94	1897.65	1977.99	1710.01	1708.57	2189.77	1685.66	1861.03	7156.18		
ロ	点検と措置	擁壁	点検	4月21日	5月18日	6月15日	7月20日	8月17日	9月21日	10月19日	11月16日	12月21日	1月18日	2月15日	3月15日
			必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ハ	点検と措置	遮水工	点検	4月21日	5月18日	6月15日	7月20日	8月17日	9月21日	10月19日	11月16日	12月21日	1月18日	2月15日	3月15日
			必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ニ	水質検査	地下水(埋立後)	地下水23項目	2以上の地下水を採取した場所(処分場周縁)、採取年月日、結果判明年月日、結果(1回以上/年) 結果は、別紙PDFデータを参照											
			ダイオキシン類	2以上の地下水を採取した場所(処分場周縁)、採取年月日、結果判明年月日、結果(1回以上/年) 結果は、別紙PDFデータを参照											
			電気伝導率	2以上の地下水を採取した場所(処分場周縁)、採取年月日、結果判明年月日、結果(1回以上/月) 結果は、別紙PDFデータを参照											
			塩化物イオン	2以上の地下水を採取した場所(処分場周縁)、採取年月日、結果判明年月日、結果(1回以上/月) 結果は、別紙PDFデータを参照											
		放流水(埋立後)	排水基準42項目	放流水を採取した場所、採取年月日、結果判明年月日、結果(1回以上/年) 結果は、別紙PDFデータを参照											
			ダイオキシン類	放流水を採取した場所、採取年月日、結果判明年月日、結果(1回以上/年) 結果は、別紙PDFデータを参照											
			PH	放流水を採取した場所、採取年月日、結果判明年月日、結果(1回以上/月) 結果は、別紙PDFデータを参照											
			BOD												
			COD												
			SS												
		窒素含有量													
ホ	必要な措置	原因調査	地下水の水質が悪化した場合	4月21日	5月18日	6月15日	7月20日	8月17日	9月21日	10月19日	11月16日	12月21日	1月18日	2月15日	3月15日
		必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
ヘ	点検と措置	調整池	点検	4月21日	5月18日	6月15日	7月20日	8月17日	9月21日	10月19日	11月16日	12月21日	1月18日	2月15日	3月15日
			必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ト	点検と措置	浸出液処理設備	点検	4月21日	5月18日	6月15日	7月20日	8月17日	9月21日	10月19日	11月16日	12月21日	1月18日	2月15日	3月15日
			必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
チ	点検と措置	導水管又は配管の防凍措置	点検	4月21日	5月18日	6月15日	7月20日	8月17日	9月21日	10月19日	11月16日	12月21日	1月18日	2月15日	3月15日
			必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
リ	埋立残余容量	残余容量の測定	測定年月日、測定結果(1回以上/年)										3月31日		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	55,969	

● 維持管理の状況に関する情報の公表 (施行規則第12条の7の3)

法第15条の2の3の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して3年を経過する日まで間、行うものとする。

- 前条第1号イ、第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ及びニ(1)並びに第8号イに掲げる事項
翌月の末日
- 前条第1号ロ及びニ、第2号ロ及びニ、第3号ロ及びニ、第4号ロからニまで、第5号ロ、ハ及びホ、第6号ロ及びニ、第7号ロハ及びホ並びに第8号ロ及びニに掲げる事項
当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
- 前条第1号ハ、第2号ハ、第3号ハ、第4号ホ及びヘ、第5号ニ、第6号ホ(1)及びヘ(1)、第7号ロ(1)並びに第8号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項
当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日
- 前条第6号ハ、ホ(2)及びヘ(2)、第7号ロ(2)及びヘ並びに第8号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項
当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
- 前条第7号ニ(2)に掲げる事項
当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日

● 公表すべき維持管理の状況に関する情報 (施行規則第12条の7の2)

○ 管理型最終処分場 (第8号) (許可番号: 胆環生第252-6号)

令和5年度

分類	種類	2023年04月	2023年05月	2023年06月	2023年07月	2023年08月	2023年09月	2023年10月	2023年11月	2023年12月	2024年01月	2024年02月	2024年03月		
		数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)	数量 (t)		
イ	埋め立てた産業廃棄物 (種類、数量)	1 燃え殻	0.00	27.61	44.92	0.00	13.96	0.00	12.54	0.00	0.00	0.00	21.59		
		2 汚泥	331.59	326.42	317.08	276.50	541.35	359.82	1715.38	1581.21	395.41	386.96	596.99	434.36	
		3 廃油 (タールピッチに限る。)	4.99	1.04	1.39	1.03	0.84	0.57	12.82	5.49	3.81	1.39	23.22	1.50	
		4 廃プラスチック類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		5 紙くず	0.22	0.54	0.53	0.78	2.17	1.96	9.56	0.68	1.92	0.70	1.23	1.26	
		6 木くず	0.00	0.00	6.10	0.00	0.00	0.09	1.60	0.06	25.08	0.22	0.00	9.09	
		7 繊維くず	0.26	0.88	1.85	1.84	2.67	1.11	0.20	0.61	1.15	1.24	1.04	6.24	
		8 動植物性残さ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		9 動物系固形不要物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		10 ゴムくず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		11 金属くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	28.19	0.00	0.00	
		12 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	21.67	19.38	193.37	49.66	39.49	26.84	43.46	254.43	53.55	31.66	256.89	68.86	
		13 鉱さい	369.89	271.12	247.84	508.91	299.79	303.95	202.70	201.55	299.14	569.86	917.44	620.06	
		14 がれき類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		15 動物のふん尿	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		16 動物の死体	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		17 ばいじん	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		18 産業廃棄物を処分するために処理したもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		19 管理型混合廃棄物	970.24	987.94	1058.12	1003.64	872.29	601.92	623.35	607.16	624.37	1083.92	549.17	666.54	
		20 水銀使用製品産業廃棄物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		21 水銀含有ばいじん等	1.36	22.34	17.56	28.60	25.30	17.98	13.18	5.34	4.88	2.74	7.90	6.66	
		22 石綿含有産業廃棄物	0.00	0.00	1.29	0.32	3.12	0.00	1.77	7.04	8.42	8.31	7.20	10.69	
		23 廃石綿等	0.97	0.34	67.90	71.04	38.02	52.37	72.82	79.00	0.00	0.00	9.65	10.97	
	計	1701.19	1657.61	1957.95	1942.32	1839.00	1366.61	2709.38	2742.57	1445.92	2087.00	2370.73	1857.82		
ロ	点検と措置	擁壁	点検	4月19日	5月17日	6月14日	7月19日	8月16日	9月20日	10月18日	11月15日	12月20日	1月17日	2月14日	3月13日
			必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ハ	点検と措置	遮水工	点検	4月19日	5月17日	6月14日	7月19日	8月16日	9月20日	10月18日	11月15日	12月20日	1月17日	2月14日	3月13日
			必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ニ	水質検査	地下水 (埋立後)	地下水23項目	2以上の地下水を採取した場所 (処分場周縁)、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/年) 結果は、別紙PDF データを参照											
			ダイオキシン類	2以上の地下水を採取した場所 (処分場周縁)、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/年) 結果は、別紙PDF データを参照											
			電気伝導率	2以上の地下水を採取した場所 (処分場周縁)、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/月) 結果は、別紙PDF データを参照											
			塩化物イオン	2以上の地下水を採取した場所 (処分場周縁)、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/月) 結果は、別紙PDF データを参照											
		放流水 (埋立後)	排水基準42項目	放流水を採取した場所、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/年) 結果は、別紙PDF データを参照											
			ダイオキシン類	放流水を採取した場所、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/年) 結果は、別紙PDF データを参照											
			PH	放流水を採取した場所、採取年月日、結果判明年月日、結果 (1回以上/月) 結果は、別紙PDF データを参照											
			BOD												
			COD												
			SS												
		窒素含有量													
ホ	必要な措置	原因調査	地下水の水質が悪化した場合	4月19日	5月17日	6月14日	7月19日	8月16日	9月20日	10月18日	11月15日	12月20日	1月17日	2月14日	3月13日
		必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
ヘ	点検と措置	調整池	点検	4月19日	5月17日	6月14日	7月19日	8月16日	9月20日	10月18日	11月15日	12月20日	1月17日	2月14日	3月13日
			必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ト	点検と措置	浸出液処理設備	点検	4月19日	5月17日	6月14日	7月19日	8月16日	9月20日	10月18日	11月15日	12月20日	1月17日	2月14日	3月13日
			必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
チ	点検と措置	導水管又は配管の防凍措置	点検	4月19日	5月17日	6月14日	7月19日	8月16日	9月20日	10月18日	11月15日	12月20日	1月17日	2月14日	3月13日
			必要な措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
リ	埋立残余容量	残余容量の測定	測定年月日、測定結果 (1回以上/年)										3月31日		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33,636	

● 維持管理の状況に関する情報の公表 (施行規則第12条の7の3)

法第15条の2の3の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して3年を経過する日まで間、行うものとする。

- 前条第1号イ、第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ及びニ(1)並びに第8号イに掲げる事項
翌月の末日
- 前条第1号ロ及びニ、第2号ロ及びニ、第3号ロ及びニ、第4号ロからニまで、第5号ロ、ハ及びホ、第6号ロ及びニ、第7号ロハ及びホ並びに第8号ロ及びニに掲げる事項
当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
- 前条第1号ハ、第2号ハ、第3号ハ、第4号ホ及びヘ、第5号ニ、第6号ホ(1)及びヘ(1)、第7号ロ(1)並びに第8号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項
当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日
- 前条第6号ハ、ホ(2)及びヘ(2)、第7号ロ(2)及びヘ並びに第8号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項
当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
- 前条第7号ニ(2)に掲げる事項
当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日